次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

行動計画の策定

- ·大企業(301人以上) →義務
- <u> 420 177</u>
- ·中小企業(300人以下) →努力義務
- <u>グリンコスコカ</u> ※改正注に上川平成22年4

※改正法により平成23年4月か ら101人以上に義務化

[<u>平成17年4月1日~]</u>

届出·実施

- ·各都道府県労働局に 届出
- ·計画の公表·従業員 へ周知 (※H21年4月から)
- •目標達成に向けて計 画実施

計画終了•目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

[平成19年4月1日~]

厚生労働大臣による 認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に<u>認</u> 定マークを使用可

行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
- 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする

男性:年に〇人以上取得

女性:取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施

平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象

とする職場復帰のための講習会を年に

〇回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置

平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 …

対策 ・・・

〇届出状況(平成22年6月末時点)

301人以上企業の86.2%

300人以下企業 24, 276社

(101人以上300人以下企業の9.1%)

規模計届出企業数 36,364社

〇認定状況(平成22年3月末時点) 認定企業 **845社**

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに 定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの 子を持つ労働者を対象とする「育児 休業の制度または勤務時間短縮等 の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など



次世代認定マーク「くるみん」

両立支援のひろば(公表サイト)について

両立支援のひろば

企業が行う両立支援の 取組を紹介するサイト

URL: http://www.ryouritsushien.jp/

企業データ詳細

現在の登録企業

1,574社 (2009年9月8日現在)

MAIN MENU

HOME

企業の取組事例



企業の取組事例を検索

自社の事例の新規登録

自社の事例の更新

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画とは?

次世代育成支援対策推進法とは?

認定企業とは?

ファミリー・フレンドリー企業

両立指標で企業診断

均等·両立推進企業表彰

事例集

企業名

株式会社 長岡塗装店

業種 建設業

企業規模 22人

企業規模詳細 従業員数 20名(うち女性5名)

島根県松江市西嫁島1-2-14 所在地

電話 0852-26-1641

FAX 0852-26-1643

概要 塗装工事業・防水工事業・とび土工・建築一式

認定状況 2007年認定、2009年認定

有り

ファミリーフレンドリー企 業表彰または均等・両 立推進企業表彰の受賞

一般事業主行 動計画

我が社の両立

支援の取組

(現在実施中

又は実施して

いた取組・実

績など)

一般事業主行動計画書1.pdf

公表日:2009年09月02日

一般事業主行動計画書2.pdf

公表日:2009年09月02日

◆2007年 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受ける

- ・子供の看護のために子供1人につき年間5日の有給休暇付与(高校卒業まで)
- ・保育所の費用の3分の1を助成
- 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ
- ・1時間までの育児短時間勤務制度
- ・子育て中・妊娠中の従業員の休憩室新設とマッサージチェア・空気清浄機の
- ・1週間の所定労働時間を1時間短縮
- 育児休業取得者の代替要員を確保
- ・1時間までの育児短時間勤務制度(30分単位)
- ・子供が親の働くところを見ることができる子ども参観日 ・育児休業の3日間有給休暇制度・複数回取得可能制度
- ◆2004年 H15年度働く人と家庭にやさしい事業所表彰(島根県商工労働 部政策課)

- ◆2006年 ◆2008年 ◆2008年 ◆2008年 ◆2008年 ◆2008年 \$2回「ワーク・ライフ・バランス大賞」優秀賞組織活動部門 ◆2008年 \$1回子どもと家族を応援する日本功労者表彰 内閣総理大臣 表彰受賞

URL

http://www.nagaoka-toso.co.jp/

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやす い環境をつくるには、情報や問題意識を共有し、社員一人一人の強み を活かしながら補完しあえるチームワークを確立することが必要である ことから、様々な立場、多くの価値観を理解し合えるよう、一層具体的 な行動計画を策定し、丁寧に取り組みます。

- 1. 計画期間 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間
- 2. 内容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労 働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備 の実施

<衆校>

- 平成21年 7月 管理職を対象とした研修会を実施
- ・平成21年8月相談体制の整備
- ・平成21年 9月 社内報・パンフレットを活用した周知・啓発の実施

目標2 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のた めの業務内容や業務体制の見直し

<衆校>

- ・平成22年 1月 管理職を対象とした検討・研修会を実施
- ・平成22年 3月 社内報により制度の周知・啓発の実施

目標3 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正の ための情報提供・研修の実施

<衆校>

- ・平成21年 7月 トップメッセージの作成
- ・平成21年10月 管理職を対象とした研修会を実施
- ・平成22年 1月 社内報により周知・啓発の実施
- ・平成22年 6月 社員に対する研修会を実施